雇用調整助成金申出書の書き方

今回の雇用調整助成金とは、コロナウイルス感染症の拡大により、休業や業績の悪化により、従業員を休ませたり、時短勤務にさせた時、事業主が有給扱いとして従業員に支払いを行った時に支給される援助金のこと。（援助額は支払い給与の１０分の９、限度額は１日あたり８３３０円）

従業員とは、社員、契約社員、パート、アルバイトを含み雇用保険非加入でも助成を受けることができます。条件は徐々に緩和されていますが、現時点で専従者の助成についてはわかりませんでした。

ここでは、まず一番最初に提出する申出書の書き方をお教えしますので、疑問に思う点、詳細はハローワーク提出時に聞くと良いでしょう。

助成金の例

1. 週３勤務、日給８０００円のパートさんを週２勤務にさせたが、給与は３日分支払場合

⇒　有給支払い分は８０００円これの９０％７２００円は後から助成される。

1. １０日間の休業をし、月給を日割りした日給１２０００円の社員に通常通りの給与を支払った

　　⇒１２０００円の９０％は１０８００円となるが上限８３３０円の為　８３３０×勤務すべき日数が助成される

（複数人の従業員を休ませた時の助成額は、平均給与から計算されるようですが、詳細は後日）

このように、この助成金は従業員の収入を最低限守ることが目的です。事業主はまず給与を支払い、後で助成金として援助を受けることができ、実質最低１０％の負担とはなります。上限を計算しながら最低限の収入を保証しやすくなります。

事業主を支援する助成金もすでに発表されていますが、これから細かい要件が決まります。

申込書記入欄の記入例　　事業主が申請を行うこととする

1. 事業所管轄のハローワーク名称
2. 事業所住所、店舗名、事業主氏名（住所は自宅かもしれないので確認してください）
3. 同上
4. コロナ関係でダメージを受けた月　　例２０２０年　３月１日～２０２０年　３月３１日　　　８５万
5. 実際の売り上げ金額
6. ダメージを受ける前の前年同月　　　例２０１９年　３月１日～２０１９年　３月３１日　　　１２０万
7. 実際の売り上げ金額
8. ⑤÷⑦×１００　　　　８５÷１２０×１００　　　７０．８％
9. ⑩、⑪　　いいえ

⑫　はい

⑬　記述例　　都会中心で拡大していたコロナウイルスですが、私たちの周りにも顕著に表れてきました。

　　　　　　　　　また、神奈川県は緊急事態宣言指定都市となり、お客様の予防意識が高まってきました。

　　　　　　　　　私たちは、プロとして出来る限りの予防対策を実践し営業していますが、従業員に交代で

休みを与えたり、１度に入店できるお客様の人数を制限するなど、売り上げの減少が避けら

れない状態です。